

第144回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成25年1月11日（金曜日） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課建築確認担当課長、同課審査係長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課課長補佐、同課主事
- (4) 傍聴者 0人

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

5 議題

同意議案 議案第13号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

申請者 XXXXXXXXXX

6 議事

【議案第13号について】

（委員）境界を示した写真をみると、塀できっちりと敷地が分かっているわけではなく、複雑な境界となっているが、周辺の敷地とは問題なく境界確定できているのか。（資料16, 17, 18）

（特定行政庁）境界を確定したうえでのプレート設置と聞いている。また、境界については、別図にて赤線で示している範囲（資料5）となっているが、この敷地に含まれる塀については北側同様にブロックの上にアルミフェンスを載せたものにつくり変える予定となっている。（資料7）

（委員）路地状部分の有効幅員3.62mについては、新しい塀をつくったときに有効幅員が狭くなることはないという理解でよろしいか。（資料5）

(特定行政庁) そのようにつくってもらふことになる。

(委員) 避難路を設けている北側の家は、今回申請の敷地と同様の条件の敷地と思われるが、今回の経緯については理解されているのか。

(特定行政庁) 本来、避難路は路地上敷地との対角線に作りたかったが、それができない中で、申請敷地と同様の条件である北側の家も、建替えの際には避難路が必要になることを了解もらったうえで設置している。

(委員) 避難路がやや不利な位置となってしまったということだが、建築計画において、その不利を補うために何か考えていることはあるのか。

(特定行政庁) 準耐火建築とすることや隣地との離隔を50cmとして避難スペースを確保することとしている。また、避難路のある北側隣地については、避難路側に2m程度の庭があることも確認している。

(委員) 当該敷地を分割した昭和42年当時、路地上部分の有効幅員は2mずつ確保されていたのか。

(特定行政庁) 当時の資料を見た限りでは、分筆当時も2mは確保されていなかった。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

以上をもって閉会した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 川口 桂

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 伊東 健次

同 委員 澤田 昭治

同 委員 吉川 徹

